

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年3月13日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年3月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人尋問について 中島和久氏 西上徳一氏 ② 次回の委員会について ③ 証人の出頭要求について	継続調査	—
2 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会の調査経費に関する決議について	原案可決	定例会最終日に特別委員会から発議することとした

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年3月13日（火）	午後1時30分		
開議・閉議	午後1時31分	開会 ～	午後4時01分	閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中（第1回定例会）の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員		田口健作		
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	中島和久	西上徳一		
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後1時31分 開会

○川崎委員長 それでは皆さん、こんにちは。

私的なことで少し皆さんに御迷惑おかけしました。副委員長に頑張っていたんですけど、きょうは私委員長の川崎が運営していきたいと思います。

本日出席は15名全員です。

〔「違いますよ。田口さんが休みだから」と呼ぶ者あり〕

ああ、そうか、そうか。田口さん。13名か。13名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、前回の委員会で決定した記録の提出につきましては、既にお知らせいたしておりますとおり、関係者から提出期限内に書類を提出いただいておりますことを御報告いたします。これらの記録は事務局にて保管しておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出てください。

なお、記録の閲覧で知り得た情報につきましては、本特別委員会の調査以外には使用できませんので、あわせてお願いいたします。

それでは、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

それでは、証人喚問について議題といたします。

本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明させていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。

これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後见人または証人の被後见人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこれらの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、休憩して証人を呼びたいと思います。

中島和久証人に入室をしていただきます。

午後1時37分 休憩

午後1時40分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

なお、証人の確認事項記入票は、私委員長のところの手元にあります。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしく願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれらに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

返答をお願いします。

○中島証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員起立を願います。

○中島証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年3月13日。中島和久。

以上です。

○川崎委員長 続きまして、宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

皆さん、御着席お願いします。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して証言をお願いします。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより中島和久証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは中島和久さんですか。

中島さん、どうぞ。

○中島証人 はい、そうです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

どうぞ。

○中島証人 はい、そのとおりです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行いますが、外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書のうち、アルファビゼン自家発電機の状況については証人に関係資料を確認していただいた上で証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、証人に資料を御確認いただきます。

(証人が委員会に提出された記録を閲覧する)

それでは、資料の確認をいただきましたので、委員長からお尋ねします。

まず、文書の作成者についてお尋ねします。

誰が作成したのか答弁を求めます。

中島さん。

○中島証人 この資料につきましては、恐らく7年近く前になるとは思いますが、多分私が作成したものではないかというふうに思います。ただ、正直申し上げてもう7年近くたっておりますので、記憶としてはっきりというふうな明確なことは残っておりませんし、また前後しているといった場合もございます。その辺につきましては御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「どうぞ、続けてください」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようでありますので、次に、状況の報告と情報の共有についてお尋ねします。

どのような状況だったか、その当時のその文書に書いてある内容についての説明をお願いします。

中島さん、よろしく。

○中島証人 当時は、たしか危機管理課のほうだったと思います。そちらのほうでアルファビゼンが津波避難ビルに指定されているといったことで自家発電があるんじゃないかということで、その確認をしに行ったと思います。そのときに使えるかどうかということで、たしか夕方かちょっと覚えていないんですけども、懐中電灯を持って行って暗かったんで全部を見ることはできませんでしたが、状況を見るとこれは使えないような状況にあったというふうには思っております。

以上です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望する方の発言を許可いたします。

橋本委員。

○橋本委員 先ほどの証言で、危機管理課の職員と発電機について調査をしに行ったと。見たところ、これはとてもじゃない使えるようなもんじゃねえなというふうに判断をされたということのようですが、そこら辺の状況を詳しく教えてください。何でそれが利用、使用できないというふうにあなたが判断をされたのか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 私が判断というよりも、何人かそちらのほうへ名簿で行ったと思うんですけど、5人ぐらいでしたか名前がありましたけれども、そういった方々で見に行きまして、これは発電機としては使えないんじゃないかなあというようなことでございました。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 発電機として使えないというのが、だからその判断に至ったその原因ですねえ。ど

うしてそれが使えないのか。例えば機械自体は、あんなものはオーバーホールしたらすぐに動くようになるわけで、しばらくほったらかしですから、それはオーバーホールしないと動きません。ただ、それが発電機として利用できないというふうに判断に至った、そこら辺をお尋ねをします。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らく配線が切られていたといった状況なんで、すぐには使えないだろうと。これを修理すれば使えるのかなあというような状況だったとは思いますが。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 その配線が切られておったということなんですけれども、ただ単に配線を器具でもって切っておったものなのか、あるいはその切ったものをどこかへ持っていく、つまりそれを有用物としてどこかで売却処分をすとかというような格好で、その切った部分がなくなっておったのか、切った状態のまま残っておったのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 当時ははっきりと覚えておりませんが、恐らくは切った状態のままだったような気がします。後で何回か見にも行ってますので、その辺の状況で前後しますけれども、なくなっているという認識は全くありませんでした。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 懐中電灯を持って見に行かれたということでございますが、そのときにカメラを持って行ってその現場の現況、写真を写しておられますか、おられませんか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 カメラはどうでしたかね。ちょっとその辺は覚えてないですけども、多分なかったような気がしますね。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、この1番の文書の作成と関連をするんですが、あなたはこの調査に行ったのがいつで、報告書をいつまとめて、それをどなたに報告されたのか、そこら辺ちょっと思い出していただけないでしょうか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 いつまとめたのかと言いますと、その辺はちょっと記憶にないんですけど6月1日という日付がありますので、その以降じゃないかなあとは思いますが。

〔「それをさかのぼること何日前に見に行ったか」と橋本委員発言する〕

ちょっと記憶にないんですけど、多分恐らく6月1日に見に行ったんじゃないかなあとは思いますが。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 じゃあ、見に行つてすぐに報告書をまとめて、すぐに出したということなんですか。私は、普通に考えると6月1日に報告書を出したんなら、それをさかのぼること1日か2日前に見に行つてその状況を見て、それで報告書にまとめたというふうに思えるんですけども、そうじゃないですか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 それはないんじゃないかなあとと思います。あくまでもその時点で当日そういうことはあったということの日付じゃないでしょうか。ちょっとその辺が定かじゃないんで、申しわけありません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、6月1日にじゃあまあ報告書をまとめて書きました。それをどなたに提出されましたか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らくメモ的な感じですので、提出といったことはなかったようには思います。ちょっとその辺が定かでないんですが。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 おかしなことを証言されるんですね。報告書をまとめて、それをどなたにも報告せずに自分のところへとどめ置いたというようなのは、ちょっと普通では考えられないですよ。誰かに調べに行つてこいということで調べに言われて行つて、それで調べた。そしたら、発電機として使用できるような状況でなかったと。それを報告書という格好で書類にまとめて、それをどなたにも報告せずに置いとったというのは、ちょっと普通組織としてだったら考えられないんですけども、本当にどなたにも報告されなかったんですか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 当時の記憶はほとんどありませんけれども、報告書で提出するといったことはしてないと思います。ただ、口頭でお話はしたかどうかというのも定かではございませんけれども、そういったようなことじゃなかったかなあとは思いますけれども。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 せっかく報告書をつくつたのに、報告書を渡さずに口頭でそれらを報告するというのもまたおかしな話なんですけれども、私は当然その発電機がとてもじゃない、使えるような状態でなかったということをその報告書に書いて、それでそれを上のほうに報告をする。そしたら、上のほうがそれに対して、ああ、旧アルファビゼンにある発電機は即座に使えるような状況にはならないんだなあとということの判断に至るといふことでしかるべきだと思うんですけども、それらの報告書を提出されなかったというのは私はどうも腑に落ちないんですけど、もう一度確認です。報告書は、例えば当時の市長なりあなたの上司にそれらは渡してないということですね。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 先ほども申しましたように、記憶とかそういったものはございませんので、その辺についてはわかりません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、もう一つ疑問に思えるのが、誰にも上に報告してない、渡してない文書がなぜか市中に公文書流出問題で、それらが市中に流れておるということを我々も聞いたんですが、それらについては作成者であるあなたは、文書を作成して以降どこにも渡してないもんが、そんなのが市中に流れるはずがないんですが、それらについては状況はわかりませんか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 済いません、市長というのは今の市長。

〔「いや、今でも前でも何でもいいですよ。報告するでしょ、普通は。」と橋本委員発言する〕

私のほうは、その後25年の10月に異動がありまして、その文書については自分のパソコンの中のファイルというんですか、サーバーの中に入れておきましたんでアクセスする権限もございませんし、それはどっから出たのかというのは私はわかりません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 その報告書を、あなたが作成したと言われる報告書を監査事務局のほうに持っていたような覚えはございませんか、あなたが。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 それはありません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それじゃあ、観点を変えてもう一点。

あなたは、発電機を見に行かれましたね。見に行って、それで発電機の場所だけを見たのか、あるいはほかに電線のボックスが地階からずっと上まで続いとんですけれどもそういったところ、あるいはフロアの真ん中あたり、そういうところは一切見られませんでしたか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 発電機だけだったと思います。

〔「だけです」 と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 その発電機のところで、ただ単に切られておった、そういう切った部分がなくなっておったというのは確認をされていない。つまり、切っただけということの確認だったんですか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らくそのとおりだと思います。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 これからはあなたの推測で結構でございますが、それは恐らく器物損壊になろうかと思うんですが、誰がそんなことを何の益もないのに切るだけ切ったんだろうという疑問は湧きませんでしたか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 当時5人ほどで見に行っていますので、そこまでは誰も思いつかなかったような気がします。

以上です。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 あのね、旧アルファビゼンは5, 550万円というお金を払って備前市が買い取った、備前市民のあれは財産なんですよ。その財産の一部が発電機と発電機の周りの配電盤ですね。それが盗まれたものはなかったとはいうものの切られておったというのは、これは器物を損壊されとるわけです。通常あなた方は市の職員であれば、これはえらいことになると、報告書を上げてしかるべき措置を、つまり被害届、器物を損壊受けとるだけでも被害届をしかるべき機関に出さなきゃならんのです。それを記憶が曖昧じゃあ、あるいは報告書を書いたけども誰も渡してないんじゃないかと、何かようわけわからんのですけど、それで職員としての責務が果たされているというふうに思われますか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 当時は私も課長になったばかりで、これは言いわけにすぎないかと思えますけれども、議会も始まるといった形でその辺の事務については担当の係長、担当者もおりますので、そちらのほうへ任せるといふか、そういったことだったろうと思えます。確かに言われることはごもっともではないかというふうには思っております。でも、実際にあのような盗難事件が起きているといったことは、本当に認識不足といふか、思ってもみませんでした。

以上です。

○川崎委員長 ちょっと待ってください。3番目の調査した職員と任務の関連に何か関連した質問なようなことになってますんで、3つ目の質問をした後再度質問していただけたらと思います。

最後になりますが、自家発電の……。

〔「2番についてちょっとよろしい」と立川委員発言する〕

2番ほかにあるんですか、どうぞ。

立川委員。

○立川委員 状況の報告と情報の共有ということで、先ほどお話がありました文書をつくられましたと。そのときにつくったと思われるということだったんですが、複数人のお名前があったと、報告書のほうです。ということになれば、その複数人にその情報は共有されていたんでしょうか。先ほどのお話では、私のパソコンのフォルダーの中だけでしたということでしたが、一緒に行かれた方はその情報は持っておられたんでしょうか。お渡しされたんでしょうか。その辺い

かがですか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らくその中で商工観光課が2名でしたか、名前がありますんで、その方はフォルダーを見ることはできます。ほかの方についてはアクセス権限がありませんので、見ることはできないと思います。

以上です。

○川崎委員長 立川委員。

○立川委員 ありがとうございます。

ということになれば、その当時作成されたパソコン内のフォルダーにアクセスできるのは商工課の方だけだろうと。あとはセキュリティーがあるから入れないと。ということは、作成者とその商工課の2名、一応3名はその情報はとれたという解釈でよろしいでしょうか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 そうだと思います。

〔「ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはございませんか、2の項目について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは最後に、調査した職員と任務の関連についてお尋ねします。

先ほど少し橋本委員から何か関連したような質問がありましたけれども、どういう任務の関係があつて、たしか5人が参加しているというような状況でしたので、わかる範囲でお答えを願いたいと思います。

中島証人。

○中島証人 危機管理課ということで先ほども申し上げましたように、津波避難ビルということの自家発電ということで危機管理課のほうと、それから財政課ですね、財産管理ですか、そちらの職員につきましては普通財産ということの所有ということで一緒に行つて見たということでございます。

以上です。

○川崎委員長 ありがとうございました。

ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

橋本委員。

○橋本委員 総括的なものなんですけれども、先ほど来証言をお聞きしますと、6月1日に調査に行つて使えるような状況でなかったというのを確認して、それを報告書にした。ただし、その報告書はどこにも持って行ってない、ましてや監査事務局なんかには持っていったことがない。ところが、その文書が実は流出したという文書の中に、あなたが作成したと言われるような文書が入つるとるわけです。それで、監査事務局へ持って行ってないということであるならば、原課あなたたちの課のほうでみんながそれを見れるような状態であったのか、誰かがそれを監査事

務局のほうに持っていったのか、資料要求されてね。あなたと商工観光課の2名、3人しかそれはパソコンにアクセスできないから、ということになると流出した元はあなたたちが疑われるような格好になるんですが、その後西上議員が28年の11月定例議会で問題を提起したわけなんですけれども、それに至るまでにその文書の作成者であったりしたあなたに、当時の吉村市長部局から調査が及びましたか。おまえ、この文書をどっかへ出したんじゃないかとかというようなことを尋ねられましたか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 日付はちょっと覚えておりませんが、当時の市長室長とか副市長もおられたかな、ちょっと定かではありませんけれども、そういった旨の調査というか聞き取りはされました。そのときに一切ありませんということでお答えしております。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 不思議でかなわんのが、あなたのパソコンの中にあったその報告書が公文書として外部に市中に流れたということを聞くと、誰かがそれをプリントして、それでコピーをして出さんことには市中に出回らんでしょう。あなたは一切知らないと、監査事務局へも出したことないと、不思議な話ですね。

それはさておいて、もう一点、私が実はあなたたちが調査をされた年の6月の15日だったですか、当時の6月議会で旧アルファビゼンの電線がえらいことになるということを、そういうことを聞いたと。それで、執行部に対してそれをぶつけたところ、市長以下執行部のどなたもがそんなこと承知しとらんと、知らんとという答弁をされたんです。そこら辺の状況については御存じでしょうか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 ですから、その話をたしか部長から聞いて、その足でアルファのほうへ確認をしに行きました。そしたら、ああいった盗難というか電線が切られていたと。そのときになって初めて、EPSとかほかの電気周りを確認をしたということでございます。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 少なくともあなたたちがその年の6月1日に発電機の状況を見に行き、発電機の配電盤のところの端子等々がいっぱい切られておったという状況を上司の部長であるとか、あるいは市長等々にそういう状況を伝えておいたら、私が質問したときに電線の盗難はわからないにしても、発電機が相当いたずらをされておると、使えるような状況になってないということが答弁できたはずなんですけど、全然知らなかったんですよね。次の日に見に行き初めてわかったというようなことですから。私は何か執行部の中の情報の共有というんですか、そういったことがなされていないかと。やっぱり報告、相談、そういったことがなされていないところなのかなあということでも不安に思うんですけれども、実際どなたにもこれは報告されてなかったんですね、それまで。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 ですから、7年近く前になりますので、その辺の記憶はほとんどございません。

○橋本委員 わかりました。私はいいです。

○川崎委員長 ちょっと整理したいんですけども、中島証人は先ほどの発言で平成25年10月に異動して所管から外れたという発言がありました。それで、今市中に出回っている6月1日の文書については監査委員で集めた資料ですから、平成26年1月9日に監査請求が出てますから、それ以降に集められた資料だということになりますので、中島さんが当然もう所管から離れてますから、パソコンにある6月1日の報告書については次の26年当時、10月異動ですから3カ月後に所管の担当になった職員が監査委員からの書類を求められて監査委員に提出した書類だと、それが市中に出回ったということで、その辺の事実認識については誤解のないようお願いしたいと思います。ですから、どうしてもそれを監査委員に出したのは誰かということになれば、それは閉会后その当時の担当所管の職員、それを出すことができる職員を呼ばなければわからないという状況だと思いますんで。

〔「じゃあ、中島君呼んでもしょうがねえ」と橋本委員発言する〕

はい。ということのようですね。25年の10月に異動ですから。

立川委員。

○立川委員 濟いませぬ、ちょっと確認なんです、そのパソコンのファイル、引き継ぎされると思うんですが、そのときに通常はそのフォルダーは持って異動されるんですか、それともそのままフォルダー、データごと後任の方にいわゆる引き継ぎされるのか、どっちだったかそれだけちょっと教えていただけますか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 アクセス権限の切りかえということになりますので、データごとではなかったかなあというふうには思います。データごとそのファイルそのものが私のアクセスはもうなくなって、次に引き継ぎされた方がそこへアクセスできるといった状況だと思います。

○川崎委員長 立川委員。

○立川委員 ということは、後任の方がパスワードで入れれば先ほどのファイルの中に入り込めるということでしょうか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らくそうだと思います。

○川崎委員長 立川委員。

○立川委員 ちなみに、その後任者というのはどなたでしょうか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 私の後は平田さんだったと思います。

○川崎委員長 ほかにございませんでしょうか。

掛谷委員。

○掛谷委員 1点だけお伺いします。

6月1日に発電機を見に行つてそういう切断があつたということで、要は書いたメモなのか、いわゆる個人的なメモなのか、これは重大だと思つて上に上げないかんというふうに、そうは思つてないからメモ程度で結局PCの中に入つたままだというふうにしかとれないんですよね。普通は発電機が使える状況か使えない状況かについては、切断をされておれば重要なこれは問題だというのは、これはもう今発言があつたように当然重要問題ですよ。ですから、ただのメモ書きでそれを済ませておつたというのは、まずはどう思われているか。きちつと上に上げて、こういうことだよということをされなかつたその理由についてお伺いしたいと思つています。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 されなかつたというのではなくて、その辺はちょっと記憶がありませんのでわかりませんが、やはり当時としては5人で行つてますので、この部分については使えないだらうなあとという認識であつたというふうに私のほうは理解しております。

以上です。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 そこが非常に大切なわけです。重要でないというような認識しか聞こえないので、それは外部に流出した問題とちょっと別なんだろうと思つていますけれど、もう一度聞きます。それはメモ程度だつたと、上に上げる必要もそういうことはさらさら思つてなかつたのか、その辺を明確にお願いします。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 当時はそういう何とか発電というんですか。

〔「自家発電」と呼ぶ者あり〕

自家発電じゃなくて容量の大きい発電と小さい発電ということで。

〔「大容量の」と掛谷委員発言する〕

大容量の発電については外してますよといったことをたしか当時前の担当者から聞いてましたんで、そういったことは確かに頭にあつたんじゃないかなあとということで、そういうことで切つたのかなあとというふうなことしか私のほうでは、多分周りにいた方もそういうふうな理解だつたんじゃないかなあとと思つています。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 今の証言というのは、これちょっと重要なんです。それをもうちょっとわかりやすくか、間違いではない。要は大容量のものについては使えないよと、何か小さいものだったらなんか使えるよというように聞こえて、あれはたしか全部で4台……。

〔「3台」と呼ぶ者あり〕

3台ですか、3台あつて、大容量のものが3つなのか、大容量のが2つなのか小容量が1つなのか、その辺のところも実はようわからんのですよ。そこのところをお答えを願えますか。大容量は使えないよというのは認識があつたんですか。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 濟いませぬ、大容量じゃなくて、高圧でしたかね。はい。ということで、たしかそういったのがちょろっと聞いたような覚えがありますんで、ほかの人にもその後からなんですけれどもいろいろ聞くと、そういったもので切ったんじゃないかなあというお話でございました。

〔「ちょっちょっちょつと」と橋本委員発言する〕

〔「私がしょうんじゃ。私まだ終わってない」と掛谷委員発言する〕

〔「おかしな方向に行きよる」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 いや、変な方向じゃない。中身をね。

〔「ターミナル外しとるだけじゃない」と橋本委員発言する〕

いや、だから、要は高圧のものというんか大きなものについては外して使えんようにつないだら使えるんか、外して使えんようになっているんか、いわゆる切断というところがどういう認識であったかということで、そこまで上司に上に上げてないということは、逆に言えばそういう使えないような状況というのがある程度極端に言えば認識しててね、ああ、そういう状況になって、これも上の人に別に言わんでもええようなふうなことでおさめたのかという話であって、つないでいるものが即スイッチ入れたらこれはつながるよという、そういう認識ではなかったような感じを受けるんですけど、そこをもう少し詳しく教えてください。間違いかどうか私もようわからんので。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らく推測とか記憶もほとんどありませんけれども、自分なりに勝手な解釈というのは当時としてはなかったんじゃないかなあというふうに思います。おさめたという言い方はちょっと私もよくわかりませんが、認識としてそういったものが使えないよなというふうには私どものほうでは理解しておったかなあというふうには思います。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 混同するんですよ、先ほどの掛谷委員の質問になると。あれはターミナルをただ単に外しとんじゃないんです、切断をしとるというふうに私は認識しとんです。線があってその線を切断しとんです。外しとるのと切断しとるのとは大きく違いますから、外しただけなら器物損壊にまではなりません。切つとるから器物損壊だと私は言ようるわけで、そこら辺もう一度証人に確認したいんですよ。

○川崎委員長 中島証人。

○中島証人 恐らく切っているというふうに思います。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「はい、いいです」と橋本委員発言する〕

ほかにはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で中島和久証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

この際、次の証人のため暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時33分 再開

○**川崎委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

西上証人には、証人席に座っていただいております。御苦労さまです。

本日は、御多忙中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○**西上証人** はい。

○**川崎委員長** ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

○**西上証人** 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年3月13日。西上徳一。

○**川崎委員長** 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

御着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発

言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより西上徳一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは西上徳一さんですか。

西上証人。

○西上証人 はい、そうです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

西上証人。

○西上証人 間違いありません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書の入手経路についてお尋ねします。

西上証人。

○西上証人 28年8月ごろ、ヒジカタアキノリ氏が私のところへ持ってまいりました。

○川崎委員長 ありがとうございます。

ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

橋本委員。

○橋本委員 今初めてお名前を聞いたんですが、このヒジカタアキノリさんという方は西上証人とどういう関係になる方でしょうか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 幼なじみであります。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 職業的なものは何かございますでしょうか。というのが、この方がそういう文書を持っておったというのが我々は理解ができませんけど、そういうことで職業とかそういう関係、もっと幼なじみだけということじゃなくて、わかれば詳しく教えてほしい。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 自営業をされております。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 その方があなたのところに連絡をして、実は旧アルファビゼンの中の、これは議事録を読みますと旧アルファビゼン建物内の被害届についてという市の起案文書と一連の資料のコピーがあるということで、突然に持ってこられたんですか。そこら辺の経緯、持ってこられたときについての経緯をお尋ねをいたします。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 旧アルファビゼン特別委員会、いわゆる百条委員会に私は1回目に反対をいたしました。反対しておる議員の名前が書いてある文書があるぞという見出しがあるぞということで、おまえの名前があるぞということで彼は持ってこられました。その中で、その文書の下に起案書とか写真とかがございまして、それを見ました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それはヒジカタアキノリ氏があなたのところに持ってきて置いて帰られたんですか、それともあなたに見せただけでそれは持って帰ったんですか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 見せてから持って帰りました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 あなたは正式な証言とかということじゃないときに、その文書を執行部のどなたかに渡したというようなことを言われたと思うんですが、それは私の記憶間違いなんでしょうか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 ヒジカタさんが持って帰った後、江口さんのところに持っていかれて、江口さんが執行部か市長のところへ持っていかれたとのことでした。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 この江口さんというのは、元備前市の消防団の団長をやっておられた江口さんに間違いはないですか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 間違いありません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 したがって、あなたはこの平成28年の12月9日に一般質問をやっておりますが、その一般質問をしているときには、それらの関連文書は持っていなかったということでしょうか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 持っていませんでした。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 もう一点、これちょっと大切なことなんですけれども、ヒジカタアキノリさんはそれらの文書をどういう経路で入手したというふうに言っておられましたか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 塚元さんからいただいたと言っておられました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 このヒジカタアキノリ氏はあなたにそれらの文書を見せた、持って帰ったとはいうものを見せた。どういう目的のためにそれをあなたに見せたんだと思われますか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 百条委員会を設置するに当たり、あと一票足りないから賛成してくれということで塚元さんはヒジカタさんの家を訪ねたと言っておられました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 結果的にもあなたは、次の百条委員会の設置のときの議案にも反対をされた。つまり塚元さんの意向もヒジカタアキノリさんの意向も結果的には沿えなかったというふうに思われるんですが、これをあえて28年の12月の一般質問でこれらの内容を網羅して入れた質問をした意図はどういうところにあったんでしょうか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 ヒジカタさんから見せていただいたときに、やはり起案文書の中には個人情報がありましたので、これは黒塗りになってないのだめだなとは思ったものですから、そういう疑問が、疑念がありましたから一般質問をさせていただきました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それらのこの一般質問をするときに、内部文書が流出しとる、これは問題だということで質問をされたんでしょうけれども、その質問をなされる前に執行部、つまり市長部局と打ち合わせをなさいましたか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 していません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それにしてはね、物すごくね、質問する受け答える、質問する受け答えるのが物すごくてきぱきとやられておるんですが、内部の聞き取りのときにはほとんどその質問内容を打ち明けられとったんじゃないかなあと思えるんですけれども、違いますか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 知りません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、大変失礼な質問をいたしますが、質問の読み原稿はあなた自身が作成されたものなんですか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 そうです。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 もう一点、あなたが5点ほどこの件に関して質問しておるんですが、実は時の吉村

市長は6点目まで答えとんです。6点目は、このような大切な文書管理が監査委員から出たということになりますとということで、監査委員にいかにも流出の責任があるやに思わせるような答弁をなさっておるんですが、これらについても一切打ち合わせにはなかったのでしょうか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 ありません。

〔「とりあえず以上です、私は」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにありませんか。

立川委員。

○立川委員 済いません、私1点だけお尋ねしたいんですが、その1年後29年の11月議会で西上さんがお答えになっておられるんですが、その問題となった書類、この別紙に番号が振ってあるんですと。私最初に見たときに番号が、この番号というのはやっぱり原課の部署にあるときは番号がつけられてないわけでしょうというお答えをされているんですが、見られたときにどのような番号が振っておられたか教えていただきたいんですが。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 1、2、3、4、5、6、7、8、そういう番号でした。

○川崎委員長 立川委員。

○立川委員 資料何番とかどこかの番号ではなくて、ただ単に1、2、3という解釈でよろしいんですか。

○川崎委員長 西上証人。

○西上証人 資料というのがあったと思います。

〔「ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○川崎委員長 ほかに関連尋問を希望される方、いかがでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で西上徳一証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、長時間じゃなく短時間ありがとうございました。

退室というか、元の席に戻っていただいたら結構であります。

幹事会開催のため暫時休憩をいたします。

午後2時47分 休憩

午後3時56分 再開

○川崎委員長 それでは、休憩前に引き続き百条委員会を開催します。

まず、次期百条委員会ですけれども、4月3日と5日に証人を呼んで開きたいと思います。4月3日については、寄附金の返還に関する疑惑が津島さん非常にしっかり言われよんで、再度前

百条委員会でお呼びしたんですけれども、吉村武司さん、それから元副市長の野上計行さん、それから元副市長の森山純一さん、現在副市長の高橋昌弘さん、4名について寄附金返還問題についての証人喚問をしたいと思います。

それから、4月5日については、公文書流出についての証人喚問を前監査の代表である大田淳一さん、元職員の馬場鉄二さん、それから職員のこれは所管の提出した側の職員ですけれども、平田惣己治さん、それからその当時監査事務局であった尾崎由実さん、以上4名については4月5日に証人としてお呼びしたいと思います。

なお、時間については幹事会でも了解得たんですけど、割り振りについては委員長、副委員長の権限で4月3日順番はどのようにするか、時間の割り振りどのようにするか、それから質問項目についても大きな表題は、3日は寄附金の返還問題、5日は文書流出についてであります。これについてはまだ少し時間がありますので、こういうことを聞いてほしいということがあれば委員長のほうへ提出をお願いしたいと思います。

以上、幹事会で打ち合わせというんですか、決められた内容です。これで御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

続きまして、次年度のこの百条委員会の経費の決議について必要性が出ております。既に幹事会で協議しましたが、次年度の調査費を30万円とするというふうに幹事会では決まりました。何かこれについて、もし御意見なり質疑があればお受けいたしますけどありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本会議において本決議案を本特別委員会から提案することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

なお、提案は23日の本定例会最終日に委員会から発議し、委員長から提案説明を行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後4時01分 閉会